

広島市立広島特別支援学校児童生徒輸送業務（その1～その24）入札説明書 新旧対照表

新	旧
<p>7 入札の方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>なお、入札書に記載する金額は、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」（平成12年1月5日中国運輸局公示第3号，<u>令和5年8月25日中国運輸局公示第41号（改正）</u>）による道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の2第2項に該当するか否かの審査の結果、運賃・料金を変更すべきことを命じられるおそれがあることはないこと。</p> <p>(3) 入札参加者は、次のとおり契約金額を見積もること。</p> <p>ア 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」（平成12年1月5日中国運輸局公示第3号，<u>令和5年8月25日中国運輸局公示第41号（改正）</u>）によること。</p> <p>また、<u>道路運送法第9条の2第1項に定める運賃及び料金の変更の実施日が到来しているかどうかにかかわらず、当該公示の別紙1に定める運賃及び料金の額によること。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ</p> <p>(ア) _____ 学校教育法による学校に通学する者の団体であることから、<u>運賃の割引を行うこと。</u>ただし、積算した運賃が上記アに規定された車種別に計算した額の下限額を下回らないようにすること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>7 入札の方法</p> <p>(1) (現行のとおり。)</p> <p>(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>なお、入札書に記載する金額は、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」（平成12年1月5日中国運輸局公示第3号，<u>平成26年3月27日中国運輸局公示第122号（改正）</u>）による道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の2第2項に該当するか否かの審査の結果、運賃・料金を変更すべきことを命じられるおそれがあることはないこと。</p> <p>(3) 入札参加者は、次のとおり契約金額を見積もること。</p> <p>ア 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」（平成12年1月5日中国運輸局公示第3号，<u>平成26年3月27日中国運輸局公示第122号（改正）</u>）によること。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>イ (現行のとおり。)</p> <p>ウ (現行のとおり。)</p> <p>エ</p> <p>(ア) <u>運賃の割引について、学校教育法による学校に通学する者の団体であることから、2割引とすること。</u>ただし、積算した運賃が上記アに規定された車種別に計算した額の下限額を下回らないようにすること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(4) (現行のとおり。)</p>